

ツルハドラッグ大街道店・不二家石巻大街道店の届出概要について
(法第 5 条第 1 項 新設)

- 1 届 出 者 有限会社 喜平治
- 2 届出年月日 令和 6 年 8 月 2 9 日
- 3 店 舗 の 名 称 ツルハドラッグ大街道店・不二家石巻大街道店
- 4 店 舗 設 置 者 有限会社 喜平治 代表取締役 小野寺 敏也
石巻市大街道北三丁目 1 番 5 号
- 5 店 舗 所 在 地 石巻市大街道北三丁目 1 番 7 号 ほか
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 2 6 8. 1 6 m ²	食品、医薬品 他
株式会社不二家	2 0. 2 5 m ²	食品、菓子 他
計	1, 2 8 8. 4 1 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和 7 年 4 月 3 0 日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 5 5 台 (指針による必要台数: 4 3 台)
 - (2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 1 6 台 (指針による参考台数: 3 7 台)
 - (3) 荷 さ ば き 施 設 の 面 積 5 3. 6 5 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 8. 0 3 m³ (指針による必要容量: 6. 3 2 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻
株式会社ツルハ 午前 7 時から午前 0 時まで
株式会社不二家 午前 1 0 時から午後 8 時まで
 - (2) 駐 車 場 の 利 用 時 間 帯 午前 6 時 3 0 分から午前 0 時 3 0 分まで
 - (3) 駐 車 場 の 出 入 口 の 数 3 箇所
 - (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯
荷さばき施設① 午前 6 時から午後 1 0 時まで
荷さばき施設② 午前 6 時から午前 1 0 時まで

10 事務手続き等

- ・公 告 年 月 日 令和6年9月13日
- ・縦 覧 期 間 公告の日から令和7年1月14日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 令和6年10月4日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年1月24日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年1月17日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和7年4月29日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和6年10月4日（金） 18時00分 より 19時00分まで
開催場所	石巻市 釜会館 集会室 石巻市築山三丁目 6-28
出席人数	1名

質問事項	設置者の回答内容
なし	なし

石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	届出に記載した来客車両への対策を徹底するとともに、従業員や搬入車両に対しては騒音発生に対する配慮を徹底するように指導を行い、各種基準値の超過がないように努めます。 →県の意見は不要
届出書には振動に関する項目はないが、今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	空調室外機及び冷機室外機については、原動機出力が7.5kW未満の機種を利用することになっており、出は不要ですが、後特定施設に該当する機器を設置する場合は規制基準を遵守して届出を行います。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	照明については、敷地外へ向けることがないように計画しており、照度も必要以上にしないよう配慮しております。 →県の意見は不要
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。 事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	苦情等が寄せられた場合には、速やかに対応を図るよういたします。 近隣住民に対しては、工事着手時において計画内容や工事内容の説明を行っております。 →県の意見は不要
届出箇所は、主要道路が交差し、日頃から周辺の交通量は多い状況である。近隣小中学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員や保護者、交通指導隊等地域関係者が巡回するなどして実態を掴みながら、具体的に児童への指導を行っているところ、今回届出のあった施設の出店により、周辺道路の交通量の増加が予想され、特に下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。このことから同店駐車場出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を行うこと。	当該店舗は従前より物販店舗として営業していた施設であり、来客の来退店が発生しています。なお、今回の届出にあたり、来客数の増加が想定されますが、市道側の敷地境界にはガードパイプの設置を行う等の対策を行い、施設の安全性を向上させる計画としています。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3, 000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	有限会社 喜平治	
届 出 年 月 日	令和6年8月29日	
店 舗 名 称	ツルハドラッグ大街道店・不二家石巻大街道店	
所 在 地	石巻市大街道北三丁目1番7号 ほか	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	店舗が面する道路が交通量の多い国道であること、また、近隣の小学校、高校の通学路となっていることから、来客車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。 また、騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願います。なお、住居が隣接していることから、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。	